

令和7年度「若者U I Jターン促進事業」PR業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度「若者U I Jターン促進事業」PR業務

2 事業概要

宮崎県への移住を促進するため、宮崎県が令和7年度から実施する補助金「若者応援給付金」をはじめ、本県への移住者を対象に実施する移住支援事業を県内外にPRすることで、本県の移住支援の認知度向上を図り、移住支援事業の活用を促す。

3 事業の実施体制等

(1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

4 委託業務内容

(1) 定義

本仕様書における定義は、以下のとおりとする。

① 三大都市圏等

東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）、福岡県

② 移住支援事業

宮崎県が実施する若者応援給付金、移住支援金、地方就職支援金、U I Jターン就活応援補助金及びU I Jターン引っ越し補助金の総称

③ 若者応援給付金

「若者U I Jターン促進事業実施要領」に基づき、三大都市圏等から宮崎県に移住した若者（29歳以下）に支給する補助金

④ 移住支援金

「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」及び「宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領」に基づき、三大都市圏等から宮崎県に移住した者に支給する補助金

⑤ 地方就職支援金

「宮崎県地方就職学生支援事業実施要領」に基づき、東京都内に本部がある大学及び大学院に通う学生が、宮崎県内の企業の選考面接等に参加するための交通費や、宮崎県に移住する際にかかった引っ越し費用を支給する補助金

⑥ U I Jターン就活応援補助金

「若者等ふるさと就職応援事業実施要領」に基づき、県外在住者が県内企業への選考面接等の参加に要する交通費・宿泊費等を支給する補助金

⑦ U I Jターン引っ越し補助金

県外在住者が県内企業に就職した際の引っ越し費用を支給する補助金
※実施要綱は策定中

(2) PR動画の制作

ア 内容

宮崎県が令和7年度から新たに実施する若者応援給付金について、補助金額や支給要件等の概要を簡潔に示し、補助金の紹介ページ(※)に誘導するための動画を制作すること。

※「宮崎県移住・U I J ターン情報サイト「あったか宮崎ひなた暮らし(<https://iju.pref.miyazaki.lg.jp/>)」内に新たに作成予定。

イ 制作

映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等の編集作業を行うこと。

完成までに、県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

動画の要件、規格は最低限次のとおりとする。

- ① 再生時間15秒程度の動画を1本制作する。
- ② ①については画面縦横比16:9とする。
- ③ 解像度はフルハイビジョン以上とすること。
- ④ タイトル、テロップ対応言語は、日本語とする。
- ⑤ 肖像権、差別用語等の人権、個人情報に十分注意すること。

ウ 成果物

① DVD-ROM 2枚

DVD-ROMは一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。

※最新のウイルスチェックを実施し、そのウイルスチェックを行ったソフト名、バージョン名、ウイルスチェック日をDVD-ROMに明記又は貼付すること。

② 動画データ一式

動画及び動画制作に使用した写真データ、映像等の素材を納品すること。動画形式は、インターネット配信に適した下記のいずれかの形式とすること。

MPEG4、WMV、AVI、MOV、MPEGPS、FLV、3GPP、WebM

※撮影素材について、第三者が権利を有している映像・画像等を制作において使用(二次使用も含む。)している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類(写し)を添付すること。

エ 留意事項

- ① 下記「(4) 移住支援事業の広告」での活用を想定した内容とすること。
- ② 本業務で成果品として納品される動画の著作権、肖像権等の一切の権利は中山間・地域政策課に帰属するものとする。なお、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾に係る費用は、事業費に含まれるものとする。
- ③ その他、全体を通じ実施した方が良い内容がある場合は、積極的に提案すること。

(3) チラシに活用できるデザイン素材の制作

ア 内容

本県が若者応援給付金等をPRするチラシを制作するに当たり、当該チラシに活用できる素材を制作すること。

イ 制作

上記「(2) PR動画の制作」における成果品をもとに、動画の切り抜き画像や映像素材の編集を行い、チラシ用に活用できる素材をデザインすること。

完成までに、県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

ウ 留意点

- ① 移住相談やイベント等で活用できるA4版のチラシを想定した内容とすること。
- ② 本業務で成果品として納品される動画の著作権、肖像権等の一切の権利は中山間・地域政策課に帰属するものとする。なお、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾に係る費用は、事業費に含まれるものとする。
- ③ その他、全体を通じ実施した方が良い内容がある場合は、積極的に提案すること。

(4) 移住支援事業の広告

上記(2)及び(3)の制作物等を用いて、以下のとおり広告を行う。

ア 広告のターゲット

以下のターゲットを想定しているが、その他に効果的なターゲットについても提案可とする。

- ① 県外向け
若者応援給付金の支給対象となる三大都市圏等在住の若者（29歳以下）で、新卒で就職した後、数年のうちに離職・転職するいわゆる「第2新卒者」と呼ばれる者
- ② 県内向け
県内企業、第2新卒者等の保護者と推定される年齢層の県内在住者

イ 広告を行う媒体

上記「ア 広告のターゲット」について、それぞれの属性に対して効果的に訴求する媒体を提案すること。

〈例〉

- ・SNS広告（Instagram、TikTok等）
- ・有料動画広告（TVer等）
- ・就職・転職サイト（Indeed、マイナビ等）等

ウ 広告の実施

- ① サムネイル・広告画像を作成すること。
- ② 盆や大型連休等で県外在住者が帰省するシーズンなど、PRが効果的な期間に合わせて広告を実施すること。具体的な実施期間については、提案に基づき県と協議の上決定する。
- ③ 広告に当たっては、各補助金の紹介ページのリンク等を表示し、補助金の詳細について確認を促すこと。
- ④ 広告の表示回数は総計20万回以上とする。

エ 広告結果の分析

実施した広告毎に、リーチ数、インプレッション数、クリック数（率）、シェア、いいね数、コメント数、内容等の結果を集約し検証・分析すること。

（５）独自提案

上記（２）～（４）の内容、又はそれ以外で、本事業に有益と考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は全て当初の契約金額に含むものとする。

なお、提案の際には、独自提案事項の理由やイメージ、コンセプト、それを実現するための方法等を具体的に示すこと。

〈例〉

- ・ 移住支援事業のメニューを網羅したチラシの制作
- ・ 移住支援の概要を整理したランディングページの制作
- PR動画からランディングページに誘導し、移住支援の理解促進を図る 等

（６）事業完了報告書の作成

事業終了後、速やかに次の内容をまとめた報告書を作成し提出すること。

- ① 事業概要
- ② 事業の実績
- ③ 事業の実施体制
- ④ 収支報告書 等

※ なお、本事業により新たに制作した制作物の著作権、肖像権等の一切の権利は県に帰属し、県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

５ その他留意事項

- （１）成果品の引き渡し後１年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- （２）本事業により新たに製作した成果物等の著作権は宮崎県に帰属し、宮崎県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。
- （３）本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- （４）本委託業務に係る書類・領収書等は契約期間終了後５年間は保存すること。
- （５）個人情報の取扱を適正に行うこと。
- （６）本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- （７）この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上定めるものとする。